

## 平成 23 年度事業報告

はじめに

平成23年度の内外情勢をみますと、欧州諸国の財政問題に起因する経済の低迷、金融引き締めによる中国経済の減速、タイの洪水の影響等もあり、世界経済は先行きが不透明な状態で推移し、また、我が国においては、東日本大震災の発生や原発事故による電力供給の逼迫、また歴史的な円高も進行したことから外需が伸び悩み、経済成長が下押しされる状況となりました。今後は世界経済も新興国を中心に徐々に回復し、国内経済も震災復興関連の需要も期待されることから、原油高や電力問題などが懸念されますが、次第に緩やかに回復していくものと思われまます。

一方、商品先物業界では、昨年8月には業界の長年の悲願でありましたコメが試験上場されるとともに、同じ8月には東工取の金の価格が上場以来の高値を更新し、安全資産としての注目が集まり、平成23年度の国内商品先物市場の出来高は、前年度比3.5%増の3290万枚と8年ぶりに増加しました。しかしながら、過去最高だった平成15年度に比べると約5分の1に落ち込んだままであり、依然として厳しい状況が続いていることから、市場の活性化を進めることが急務となっております。

また、世界的な取引所の合従連衡が進む中で、11月には東証取と大証取が平成25年1月を目途に経営統合する旨の合意がなされ、さらに平成24年2月には金融庁、農林水産省、経済産業省の総合的な取引所検討チームによる取りまとめが公表され、3月9日には証券や商品、金融先物などを一体的に扱う総合取引所構想の実現に向け、金融庁に規制、監督を一元化することなどを盛り込んだ金融商品取引法等の改正案が閣議決定されました。

このような中、産業構造審議会商品先物取引分科会において、総合的な取引所の実現のための制度のあり方や商品先物市場の活性化・健全な発展の方策等について検討されているところであります。

本基金では、平成23年度につきましては、負担金の損金算入に係る本基金の財務大臣指定が受けられなかったことから、新規会員負担金に係る諸問題の解決策として、入会金の額の見直しを行い、新規会員負担金の算定方法を変更いたしました。また、一般負担金の徴収方式の変更について、委託手数料の自由化により現行の取引枚数に準拠した方式の

みでは会員の収益構造を反映しづらくなっていること、一般委託者支払いの適用を受けない委託者債権に配慮した保険的な発想が反映されないことなどの問題があることから、取引枚数に応じた額に加えて受取委託手数料や商品トレーディング損益、建玉を有する委託者数などに応じた配分額を加えた賦課方式に変更することにいたしました。さらには、基金分離預託制度の見直しとして、基金預託できる有価証券として取次委託者の有価証券や会員所有の有価証券を預託することができるようにするための変更を行いました。

今後の課題といたしましては、一般委託者支払いの財源となる委託者保護資金の造成水準の見直しや総合的な取引所の実現に向けた取組みが具体的に進展することに対する本基金の対応等について検討する予定にしております。

本基金といたしましては、引き続き委託者債権保全の徹底を図るとともに委託者保護制度の一層の改善を進め、不幸にして弁済事故が起きた場合にはその迅速な処理に努め、委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、本基金の平成 23 年度における各事業の概要は次のとおりであります。

## 1. 総務関係事項

### (1) 業務規程等の改正等について

#### ① 業務規程の改正

平成 23 年 12 月 15 日開催の臨時総会において、新規会員負担金及び一般負担金の算定方法の変更、基金預託制度の改正に伴う業務規程の一部改正を行うことが承認され、12 月 27 日付けで主務大臣に業務規程の変更認可申請を行い、主務大臣より平成 24 年 2 月 2 日付けで認可を受け、同日施行された。

#### ② 諸規則の制定及び改正等

諸規則の制定及び改正、理事会決定事項の改正については、次のとおりである。

##### (a) 「入会金及び会費に関する規則」の改正

平成 23 年 12 月 15 日開催の臨時総会において、新規会員負担金の算定方法の変更に伴う入会金の金額の変更を行い、平成 24 年 2 月 2 日より施行した。

##### (b) 「新規会員負担金及び一般負担金の徴収に関する規則」の制定

平成 23 年 12 月 15 日開催の臨時総会において、業務規程の改正に伴う新規会員負担金及び一般負担金の請求や計算方法等を定めるため細則を制定し、平成 24 年 2 月 2 日より施行した。

##### (c) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正

平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会において、届出書類の追加、一般負担金単価算定に係る算定方法の変更、月次報告書類の追加、充用外貨の定義等の改正を行った。

また、平成 24 年 3 月 9 日開催の第 51 回理事会において、保証金融機関の基準について、信用格付業者を追加するための改正を行った。

##### (d) 「役員候補者選出要領」の改正

平成 24 年 3 月 9 日開催の第 51 回理事会において、会員役員候補者の選出条件について改正を行った。

##### (e) 「基金分離預託実施要領」の改正

平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会において、基金預託できる有価証券の範

囲の明示等に伴う関連規定の整備を行った。

また、平成 24 年 2 月 15 日開催の第 50 回理事会において、基金預託できる有価証券の範囲の拡大（会員所有の有価証券の預託）に伴う規定の変更を行った。

(f) 「基金代位弁済業務実施要領」の改正

平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会において、代位弁済契約の締結申込みの添付書類の追加に伴う規定の変更を行った。

また、平成 24 年 3 月 9 日開催の第 51 回理事会において、担保有価証券として差し入れできない有価証券の指定に係る関連規定の整備を行った。

(g) 「提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱」の改正

平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会において、cfef システムを使用して提出される特定書類について、役職員数及び建玉数に関する報告書を追加するための関連規定の整備を行った。

(h) その他

平成 23 年 12 月 9 日開催の第 49 回理事会において、理事会決定事項「資産の管理運用について」を改正し、指定格付機関の追加等の規定の整備を行った。

また、平成 24 年 2 月 15 日開催の第 50 回理事会において、理事会決定事項「会員加入承認に係る理事会決定事項について」、商品先物取引業者の業務の種別の変更により会員加入を希望する者の加入承認手続きについて規定するための改正を行った。

また、平成 24 年 3 月 9 日開催の第 51 回理事会において、理事会決定事項「資産の管理運用について」を改正し、指定格付機関の追加を行った。

(2) 役員等の異動

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(平成 24 年 3 月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(相談役)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 4. 11	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(運営審議会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 4. 1	二家勝明	日本ユニコム㈱代表取締役

(運営審議会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 4. 1	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 4. 1	二家勝明	日本ユニコム㈱代表取締役
再任	23. 4. 1	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長
再任	23. 4. 1	池本正純	専修大学経営学部教授
再任	23. 4. 1	加藤 敬	元国民生活センター相談部長
再任	23. 4. 1	加藤雅一	岡藤商事㈱代表取締役
再任	23. 4. 1	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	23. 4. 1	高氏 侖	弁護士
再任	23. 4. 1	宮 裕	公認会計士

(規律委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	二家勝明	日本商品先物取引協会副会長

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	高氏 侖	弁護士

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	二家勝明	日本商品先物取引協会副会長
再任	23. 5. 20	高氏 侖	弁護士
再任	23. 5. 20	岡地和道	岡地㈱代表取締役
再任	23. 5. 20	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長
再任	23. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	23. 5. 20	中澤忠義	元東京工業品取引所理事長
再任	23. 5. 20	宮 裕	公認会計士
再任	23. 5. 20	森實孝郎	元東京穀物商品取引所理事長
就任	23. 5. 20	荒井史男	日本商品先物取引協会会長

(代位弁済審査会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事㈱代表取締役
辞任	23. 10. 24	加藤雅一	岡藤商事㈱代表取締役
就任	23. 11. 10	石崎 實	元東京穀物商品取引所調査部長

(代位弁済審査会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	石崎 實	元東京穀物商品取引所調査部長
退任	23. 11. 9	石崎 實	元東京穀物商品取引所調査部長
就任	23. 11. 10	中曾根 淳	日本商品先物取引協会事務局長

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事㈱代表取締役

再任	23. 5. 20	石崎 實	元東京穀物商品取引所調査部長
再任	23. 5. 20	伊藤國光	(株)東京穀物商品取引所執行役員
再任	23. 5. 20	井浪一晃	関西商品取引所常務理事
再任	23. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士
再任	23. 5. 20	先崎和彦	(株)東京工業品取引所常務執行役
再任	23. 5. 20	中曽根 淳	日本商品先物取引協会自主規制グループ長
再任	23. 5. 20	松永仁一	(株)日本商品清算機構業務部長
再任	23. 5. 20	村上久広	光陽ファイナンシャルトレード(株)代表取締役
辞任	23. 10. 11	松永仁一	(株)日本商品清算機構業務部長
辞任	23. 10. 24	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
就任	23. 11. 10	平田哲生	(株)日本商品清算機構業務部長
就任	23. 11. 10	浅川清実	第一商品(株)専務取締役

(委託者保護制度検討委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(委託者保護制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	岡地和道	岡地(株)代表取締役

(委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	23. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	23. 5. 20	岡地和道	岡地(株)代表取締役
再任	23. 5. 20	石海行雄	エース取引(株)取締役副社長
再任	23. 5. 20	石黒文博	豊商事(株)代表取締役
再任	23. 5. 20	岡本安明	岡安商事(株)取締役会長
再任	23. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
再任	23. 5. 20	車田直昭	ドットコモディティ(株)取締役会長
再任	23. 5. 20	杉原吉兼	日本商品先物振興協会常務理事
再任	23. 5. 20	高橋英樹	(株)日本商品清算機構代表取締役
再任	23. 5. 20	長尾梅太郎	(株)東京工業品取引所代表執行役専務
再任	23. 5. 20	畑野敬司	(株)東京穀物商品取引所常務執行役員
再任	23. 5. 20	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
再任	23. 5. 20	村上久広	光陽ファイナンシャルトレード(株)代表取締役
再任	23. 5. 20	守田 猛	日本商品先物取引協会副会長
就任	23. 9. 9	清水 清	カネツ商事(株)取締役会長

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 34 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 24 年 3 月 31 日現在の会員数は 33 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称(商号)変更等

① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
クリック証券(株)	GMOクリック証券(株)	23. 4. 1
光陽ファイナンシャルート(株)	KOYO証券(株)	23. 9. 1

② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
ひまわり証券(株)	山地一郎	北川博文	23. 6. 1
(株)アルフィックス	上村 勤	藪本 浩	23. 6. 25
クレディ・スイス証券(株)	郭 宝樹	オリビエ・ティエ	24. 1. 2

2. 一般委託者への支払及び関連業務

(1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

平成 23 年度において、本基金は、通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定及び当該認定に基づき債権の届出を受けるための公告事項を定めること等について意見を聴くため業務規程に基づき運営審議会を 1 回開催した。

当年度において、商品先物取引法第 303 条第 1 項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は 1 社であり、当該会員については業務規程に定める自主弁済案件と認定した。

このため、分離保管弁済案件と認定した会員はなく、弁済困難の認定を受けた会員はいなかったため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することはなかった。

また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することもなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員 1 社に係る処理については、次のとおりである。

① MF Global FXA 証券(株)の処理について

MF Global FXA 証券(株)は平成 24 年 3 月 5 日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日平成 24 年 4 月 5 日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。このた

め、本基金は同日同社に立入監査を行ったところ、委託者債務の弁済が完了していることを確認した。

また、同社より委託者債務の弁済が完了している旨の自主弁済計画が提出された。

これを受け、基金では弁済難易度の認定を行うため、3月21日に書面により運営審議会を開催し、委員個別の意見を聴取の上、同社の弁済難易度については、自主弁済案件として認定した、また、同社から提出された自主弁済計画については、「実施済み」として認定した。

これにより、本基金は会員脱退後の4月6日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は4月5日付で商品先物取引業を廃止したため、4月6日付で会員脱退した。

## (2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より繰り越した弁済案件に係るものはないが、分離保管弁済を行ったタイコム証券㈱の破産処理については記載すべき事項は特になく状況となっている。なお、前年度中において配当を受けたMMGアローズ㈱の破産処理については、平成23年2月21日に破産管財人の任務が終了し、破産手続は終了した。

## 3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

### (1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

本基金は、平成17年5月1日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として9,853百万円を造成した。

平成22年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準(98億円)を下回ることはなかったことから、平成23年度は資金積戻計画を定めなかった。また、平成23年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成24年3月末日現在で9,853百万円を維持している。

## (2) 一般負担金について

一般負担金については、従来は取引枚数に準拠した方式のみによる負担とされていたが、次の配分による賦課方式に見直すこととした。

- ・ 各社定額負担分として 10%
- ・ 商品受取手数料及び商品トレーディング損益の合計額（当該合計額がマイナスの場合は零とする。）である営業収益に 20%
- ・ 建玉を有する委託者数に 20%
- ・ 取引枚数に準拠したものに 50%

これについては委託者保護制度検討委員会で検討を行い、これを受け、業務規程の改正について平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会及び平成 23 年 12 月 15 日開催の臨時総会にそれぞれ付議し承認を得たので、主務大臣に業務規程の変更認可申請を行い、平成 24 年 2 月 2 日付けで主務大臣の認可を受けたので同日付けで施行した。

なお、平成 23 年度は資金積戻計画を定めなかったため、一般負担金の徴収は行わなかった。

## (3) 新規会員負担金及び預託金について

新規会員負担金については、従来は 1 社あたり 400 万円と定められていたが、基金加入年度についてのみ、取引 1 枚当りの単価に取引枚数を乗じた金額を納付することとした。

これについては委託者保護制度検討委員会で検討を行い、これを受け、業務規程の改正について平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会及び平成 23 年 12 月 15 日開催の臨時総会にそれぞれ付議し承認を得たので、主務大臣に業務規程の変更認可申請を行い、平成 24 年 2 月 2 日付けで主務大臣の認可を受けたので同日付けで施行した。

平成 23 年度は資金積戻計画を定めなかったため、新規会員負担金の徴収は行わなかった。預託金については、業務規程の改正に伴い返還されることとなったため、預託を受けていた 9 社に対し合計 3,600 万円を返還した。

## (4) 委託者保護資金等の管理

### ① 委託者保護資金

委託者保護資金については、第1回理事会決定に基づき管理運用を行っているが、これに基づいた平成24年3月末日の格付別及び期間別運用実績は次のとおりである。

(a) 格付別運用実績

- ・ S格運用（国債・政府保証債等） 52.7%
- ・ A格運用（ムーディーズA3以上） 47.3%

(b) 期間別運用実績

	基本目標率	実績比率
・ 1年以下	10%	6.7%
・ 1年超3年以下	10%	8.1%
・ 3年超5年以下	50%	29.4%
・ 5年超	30%	55.8%

② 基金分離預託財産及び代位弁済積立金

基金分離預託財産及び代位弁済担保については、第1回理事会決定「資産の管理運用について」に基づき、普通預金又は定期預金で管理運用している。

代位弁済積立金については、第34回理事会決定により改正された「資産の管理運用について」に基づき、普通預金、定期預金及び有価証券で管理運用している。

#### 4. 委託者資産保全措置の管理

(1) 分離保管弁済契約の締結状況

平成23年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は0社、契約を変更した会員は0社、契約を解除した会員は1社であり、平成24年3月末日の契約会員は33社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成24年3月31日現在）別紙(3)のとおりである。

(2) 指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に新たに、指定信託契約を締結した会員は 0 社、指定信託契約の変更等を行った会員は 0 社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は 0 社であり、平成 24 年 3 月末の契約会員は 2 社、指定信託額の総額は 300 百万円であった。

### （3）基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を解除した会員は 1 社であった。平成 24 年 3 月末の契約会員は 33 社、基金分離預託の総額は 2,298 百万円であった。

また、基金分離預託制度において預託される有価証券は、委託者所有のものに限ることとしていたが、取次委託者の有価証券の預託についてその取扱い等について不明確な部分があったことから、これを制度的に整備して預託ができることとした。また会員所有の有価証券についても預託を可能とするための制度改正を行った。

このため、前者については、平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会において、後者については平成 24 年 2 月 15 日開催の第 50 回理事会においてそれぞれ基金分離預託実施要領を改正し、それぞれ、平成 24 年 1 月 1 日及び平成 24 年 4 月 1 日に施行することとした。

### （4）銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行った。期中に銀行等保証委託契約の締結を行った会員は 0 社、同契約の変更を行った会員は 0 社、同契約の解除を行った会員は 0 社、平成 24 年 3 月末の契約会員は 0 社、保証額の総額は 0 円であった。

なお、当該契約における保証金融機関の基準については、信用格付業者 6 社によりそれぞれ一定格付け以上を有している金融機関であることが条件となっているが、平成 24 年 1

月 31 日付で金融庁により新たに信用格付業者が 1 社登録されたことに伴い、保証金融機関の基準を改正することとした。

このため、平成 24 年 3 月 9 日開催の第 51 回理事会において定款、業務規程等の施行に関する規則を改正し、即日施行した。

#### (5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 23 社（代位弁済限度額の総額 7,652 百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 0 社、代位弁済限度額の変更会員延べ 2 社、担保変更延べ 7 社、契約解除 0 社（期間満了により更新しない会員を含む。）であった。その結果、平成 24 年 3 月末の契約会員は 23 社（代位弁済限度額の総額は 7,424 百万円）であった。

#### 〈基金代位弁済制度の改正〉

##### ① 代位弁済制度に係る会員の関連会社に関する書類の提出義務付け

前年度において、会員の手元資金が親会社へ流出することで会員財務状況が悪化する場合があることから、代位弁済委託契約を締結する際の審査資料として新たに親会社の財務諸表等の提出を求めるとともに、本基金の求めに応じて当該書類等の提出が実行されるための念書等の差し入れを求めることができるよう代位弁済業務実施要領の改正を行ったが、会員と関連会社（親会社以外の兄弟会社等）との間においても、親会社との間と同様の問題が生じている場合が想定されることから、親会社に関する資料の徴求と同様に関連会社に関する資料についても徴求することができるようにした。

このため、平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会で代位弁済業務実施要領を改正し、即日施行した。

##### ② 担保有価証券として差し入れできない有価証券の指定

基金代位弁済委託契約の担保として、有価証券の差し入れが認められているが、契約締結会員が不測の事態に陥った場合には、契約締結会員の自社銘柄の株式は換価処分ができ

ない可能性が高いことから、当該株式は基金代位弁済委託契約の担保として認められていない。

しかし、当該会員の親子会社や関連会社の株式についても同様の可能性が高いものの制限されていなかったことから、契約締結会員の関係会社の株式についても自社銘柄の株式と同様に、担保有価証券から除外することとした。

このため、平成 24 年 3 月 9 日開催の第 51 回理事会で代位弁済業務実施要領を改正し、即日施行した。

〈平成 24 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、平成 23 年 12 月末をもって満了することから、平成 24 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、平成 23 年 10 月 4 日に契約手続きについて各会員に通知した。本基金は 12 月 6 日開催の第 21 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 9 日開催の第 49 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことを踏まえ、平成 24 年 1 月 1 日付けで会員 23 社（更新 23 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 7,424 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき代位弁済担保の積み増し、契約期間の短縮、親会社等からの念書の差入れ等を条件に契約を締結した会員は 4 社であった。）

## 5. 会員に対する監視、監査等

### (1) 会員に対する常時監視

cfef システムにおいて、日次では「委託者等資産保全措置に関する調書」を、月次では省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けている。

また、定款、業務規程等の施行に関する規則を改正して「役職員数及び建玉数に関する報告書」を定めたことに伴い、提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱の改正を行い、これら改正に基づく報告を受けるべく、平成 24 年 1 月にシステム変更を行った。

## (2) 会員に対する監査

随時、会員に対して委託者資産保全の観点から、「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」に基づき、委託者に係る純負債の算出表及びこれに関連する帳簿について、書面監査及び単独又は関係団体と共同で立入監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象会員は 18 社、立入監査日数は 28 日であった。

## (3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成 23 年度の財務諸表の外部監査の適用免除については 1 社より本基金あて当該免除の申出があったことから、本基金は当該申出会員について外部監査を免除することとした。

## (4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

## (5) 会員に対する制裁

平成 24 年 3 月 22 日に規律委員会懇談会を開催して、総合的な取引所構想を巡る状況について意見交換を行った。

## 6. その他の業務

### (1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟関係はない。

### (2) 委託者保護業務における調査及び研究

平成 23 年度において「新規会員負担金に係る諸問題」「一般負担金」及び「基金分離

預託の見直し」について委託者保護制度検討委員会で検討を行った。

#### ① 新規会員負担金に係る諸問題について

平成 17 年の設立当初、委託者保護基金に新規に加入する会員については、他の会員が委託者保護資金を負担してきたことに鑑み、加入経費として、入会金 20 万円以外に新規会員負担金を徴収する仕組みであったが、本基金が非課税法人とならなかったことから、新規会員負担金の拠出については非課税処理ができないこととなってしまった。このため、新規会員負担金の代替措置として、損金処理ができるときに振り替えられるように預託金として預託をしてもらう仕組みとなった。

その後、平成 23 年において、商品先物取引法の改正が行われ、本基金も非課税法人となったことから、新規会員負担金の拠出においても、非課税処理が行えるものと思われたが、当該非課税処理については、租税特別措置法に基づく措置が全面的に見直されたことから、委託者保護資金が欠損していない場合には、負担金の拠出については損金処理ができないこととなった。これは証券の投資者保護基金においても同様の事態となっている。

このため、現状のままでは、一般委託者支払が発生しない限り、新規会員に新規会員負担金の納付義務が発生せず、負担金を納付した既存会員との間で負担の公平性について問題が生じることとなってしまった。

事実、通知商品先物取引業者の委託者には一般委託者支払を要しない分離保管弁済のみで委託者債権が完済されてきたことから、新規会員への負担金納付義務が発生することなく今日に至っている。このため、預託金を預託した会員が受託業務を廃止して本基金を脱退した場合には、負担金の納付が行われないうまま預託金が返戻されることとなり、現状のままでは新規会員と既存会員との間で負担における不均衡が生じ、不公平が改善されないこととなる。

このような状況を改善するため、新規会員には、既存会員との負担の公平性を考慮し、準則法人時代に求めていた負担総額を変えず、現行の新規会員負担金相当分を入会金の増額に代えて対応することとし、新規加入に係る経費については、入会金で一本化処理することとした。

一方、負担金は一般負担金、新規会員負担金ともに、委託者保護資金が造成水準を割り

込んだときのみにおいて徴収する性格のものとした。この結果、一般委託者支払により委託者保護資金が欠損し、当該年度においてその造成を図るときに、会員であった者については、一般負担金を、新規に加入した新規会員には新規会員負担金を負担してもらう方法とした。

その際、新規会員負担金の算出は、過去の実績に基づいた方法が適用できないことから、売買枚数に準拠したものにより納付する方法とした。

この結果、平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会において、業務規程並びに入会金及び会費に関する規則を改正するとともに、当該算定に係る内規である新規会員負担金及び一般負担金の徴収に関する規則を制定した。

なお、預託金を預託した会員は、新たに入会金の納付を行うこととなるが、入会后相当な期間が経過していることから、この段階で損金処理することは難しく有税処理にならざるを得ない。このため、預託金を預託していた会員については、税金分を減額する特例措置を設けることとし、400 万円納付のところを 230 万円とすることとした。

## ② 一般負担金について

一般負担金の徴収方法については、会員の負担能力を考慮して取引枚数 1 枚当たりの単価に取引枚数を乗じた額としてきたが、委託手数料が既に自由化されていること、分離保管弁済の対象とはなるものの一般委託者支払の対象とならない委託者が存在すること、取次会員の負担が不透明となっていること等を考慮すると、取引枚数準拠主義のみでは負担が不公平になりかねない。このため、当該方式を見直し、従来からの取引枚数準拠方式に加えて、商品先物取引手数料に自己取引損益を加えた営業収益、一般委託者支払の対象となる補償対象債権額を類推できる建玉を有する委託者数及び定額負担分を反映した配分（賦課）方式に改めることとした。

平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会において、業務規程、定款業務規程等の施行に関する規則並びに入会金及び会費に関する規則を改正するとともに、当該算定に係る内規である新規会員負担金及び一般負担金の徴収に関する規則を制定した。

## ③ 有価証券に係る基金預託制度の見直し

基金分離預託できる有価証券は、委託者のものに限定していたが、会員から取次委託者の有価証券を基金預託したい旨の要望、及び会員所有の有価証券を基金預託したい旨の要望があったことから、顧問弁護士に相談の上、同意書及び誓約書の提出を義務づけることなどを整備のうえ、基金分離預託できる有価証券の範囲を拡充し、取次委託者所有の有価証券及び会員所有の有価証券を基金預託することを可能とした。

このため、平成 23 年 11 月 25 日開催の第 48 回理事会において取次委託者所有の有価証券を基金預託することを可能にするため、基金分離預託実施要領を改正した。なお、J C C Hシステムとの調整が必要なことから、当該施行については平成 24 年 1 月 1 日とした。

また、平成 24 年 2 月 15 日開催の第 50 回理事会において会員所有の有価証券を基金預託することを可能とするため、基金分離預託実施要領を改正した。施行日は平成 24 年 4 月 1 日とした。

### (3) 広報の実施

#### ① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

#### ② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は 59,053 件であった。

#### ③ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

### (4) 産業構造審議会商品先物取引分科会について

平成 23 年度において、産業構造審議会商品先物取引分科会が 3 回開催された。最初の 2 回は金融庁が所管する取引所において証券・金融・商品を一体として取り扱う総合的な取引所構想について、3 回目は商品先物取引市場の市場活性化がテーマとなった。本基金か

らも理事長が委員として出席し、委託者保護の立場から適宜発言を行った。

総合的な取引所構想の概要は次のとおりである。

#### ① 総合的な取引所

金融商品の定義に、商品先物取引法上の商品からコメ等の特定の商品を除いたものを加え、金融商品取引所に上場できるようにする。

また、総合的な取引所については、金融商品取引法に基づき規制し、金融庁が一元管理する。

#### ② 業者規制

総合的な取引所で取引を行う商品先物取引業者については、金融商品取引業者として登録する。また、当該取引所において商品デリバティブのみを扱う場合には、財務基準について特例を設ける。

#### ③ 清算機関

本来的には、証券・金融と商品の清算機関については一体化することが望ましいが、清算参加者の構成や清算方式が異なることから当面は、現行の商品先物の清算機関が引き続き清算業務を設けるものとする。

#### ④ 保護基金

商品先物取引業者は投資者保護基金にも加入しなければならない二重の負担義務に鑑み、当分の間は、投資者保護基金への加入を免除するなどの特例を設ける必要がある。

この中で、本基金の立場として次のような発言を行った。

分離保管の保全措置について、委託者保護及び流動性の観点から現在の4つの方式による保全方法の継続を訴えるとともに、将来的には欧米の分離保管制度への移行を提言した。

また、委託者保護の観点から、現在認められている委託者の権利が阻害されない仕組みを維持する必要があること、さらには、投資者保護基金及び委託者保護基金の両方に加入している商品先物取引業者が破たんした場合のペイオフの取り扱いについて明白にする必要があるとの考えを示した。

なお、当該総合的な取引所構想については、産業構造審議会での意見も踏まえて、総合的な取引所検討チームによる取りまとめが行われるとともに、制度整備を図るため、金融

商品取引法の改正案が作成された。当該改正案については、平成 24 年 3 月 9 日に閣議決定されたところである。

(5) その他

会員懇談会の開催

業務規程の改正に伴う負担金及び入会金等について会員にその内容を周知するため、平成 23 年 12 月 9 日に会員懇談会を開催した。また、会員代表者に対し平成 24 年度の予算編成の基本方針等を説明するため、平成 24 年 2 月 29 日に会員懇談会を開催した。

## 別表(1)

## 役員等の一覧（平成24年3月末日現在）

## (役員)

理事長	多々良 實 夫（豊商事(株)代表取締役）
副理事長	岡 地 和 道（日本商品先物振興協会会長）
副理事長	黒 木 幾 雄（日本商品委託者保護基金）
専務理事	杉 田 定 大（日本商品委託者保護基金）
常務理事	庄 司 國 男（日本商品委託者保護基金）
理 事	荒 井 史 男（日本商品先物取引協会会長）
理 事	江 崎 格（株東京工業品取引所代表執行役）
理 事	高 橋 英 樹（株日本商品清算機構代表取締役）
理 事	渡 辺 好 明（株東京穀物商品取引所代表取締役）
理 事	上 野 靖 雄（新日本商品(株)代表取締役）
理 事	岡 本 安 明（岡安商事(株)取締役会長）
理 事	落 岩 邦 俊（第一商品(株)代表取締役）
理 事	加 藤 雅 一（岡藤商事(株)代表取締役）
理 事	川 路 耕 一（KOYO 証券(株)取締役会長）
理 事	田 中 孝 男（エース交易(株)代表取締役）
理 事	繁 澤 宏 明（株コムテックス取締役会長）
理 事	二 家 勝 明（日本ユニコム(株)代表取締役）
監 事	坂 本 嘉 山（セントラル商事(株)代表取締役）
監 事	細 金 英 光（株フジトミ代表取締役）
監 事	有 賀 文 宣（税理士）

## (相談役)

相 談 役	下 山 彌壽男（元補償基金協会副理事長）
-------	----------------------

## (運営審議会委員)

委 員 長	二 家 勝 明（日本ユニコム(株)代表取締役）
副委員長	秋 山 有 世（元日本経済新聞社編集局商品部長）
委 員	池 本 正 純（専修大学経営学部教授）
委 員	加 藤 敬（元国民生活センター相談部長）
委 員	加 藤 雅 一（岡藤商事(株)代表取締役）
委 員	下 山 彌壽男（元補償基金協会副理事長）
委 員	高 氏 侖（弁護士）
委 員	宮 裕（公認会計士）

## (規律委員会)

委 員 長	二 家 勝 明（日本商品先物取引協会副会長）
副委員長	高 氏 侖（弁護士）
委 員	荒 井 史 男（日本商品先物取引協会会長）
委 員	岡 地 和 道（岡地(株)代表取締役）
委 員	黒 木 幾 雄（委託者保護基金副理事長）

委員	下山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
委員	中澤 忠 義 (元東京工業品取引所理事長)
委員	宮 裕 (公認会計士)
委員	森 實 孝 郎 (元東京穀物商品取引所理事長)

(代位弁済審査会)

委員長	石 崎 實 (元東京穀物商品取引所調査部長)
副委員長	中曾根 淳 (日本商品先物取引協会事務局長)
委員	浅川 清 実 (第一商品(株)専務取締役)
委員	伊藤 國 光 (株東京穀物商品取引所執行役員)
委員	井 浪 一 晃 (関西商品取引所常務理事)
委員	尾崎 隆 昌 (公認会計士)
委員	先崎 和 彦 (株東京工業品取引所常務執行役)
委員	平田 哲 生 (株日本商品清算機構業務部長)
委員	村上 久 広 (KOYO 証券(株)代表取締役)

(委託者保護制度検討委員会)

委員長	下山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
副委員長	岡地 和 道 (岡地(株)代表取締役)
委員	石海 行 雄 (エース取引(株)取締役副社長)
委員	石黒 文 博 (豊商事(株)代表取締役)
委員	岡本 安 明 (岡安商事(株)取締役会長)
委員	加藤 雅 一 (岡藤商事(株)代表取締役)
委員	車田 直 昭 (ドットコモディティ(株)取締役会長)
委員	清水 清 (カネツ商事(株)取締役会長)
委員	杉原 吉 兼 (日本商品先物振興協会常務理事)
委員	高橋 英 樹 (株日本商品清算機構代表取締役)
委員	長尾 梅太郎 (株東京工業品取引所代表執行役専務)
委員	畑野 敬 司 (株東京穀物商品取引所常務取締役)
委員	二家 勝 明 (日本ユニコム(株)代表取締役)
委員	村上 久 広 (KOYO 証券(株)代表取締役)
委員	守田 猛 (日本商品先物取引協会副会長)

別表 (2)

会 員 異 動 状 況 表

	増	減		
平成23年 4月末日		1	33社	(4月1日：脱退) 丸梅㈱
5月末日			33社	
6月末日			33社	
7月末日			33社	
8月末日			33社	
9月末日			33社	
10月末日			33社	
11月末日			33社	
12月末日			33社	
平成24年 1月末日			33社	
2月末日			33社	
3月末日			33社	

## 別表(3)

## 会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(平成24年3月末)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
エース交易(株)		○		○
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
エイチ・エス・フューチャーズ(株)		○		○
カネツ商事(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
新日本商品(株)		○		○
(株)アルフィックス		○		○
セントラル商事(株)		○		○
大起産業(株)		○		○
第一商品(株)		○		○
KOYO証券(株)		○		○
ローズ・コモディティ(株)		○		○
フジフューチャーズ(株)		○		○
(株)フジトミ	○	○		
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)	○	○		
日本ユニコム(株)		○		○
(株)コムテックス		○		○
(株)共和トラスト		○		○
豊商事(株)		○		○
(株)アステム		○		○
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)		○		
ドットコモディティ(株)		○		○
今村証券(株)		○		
クレディ・スイス証券(株)		○		
(株)UHG		○		○
ニューエッジ・ジャパン証券(株)		○		
JPアセット証券(株)		○		
ひまわり証券(株)		○		
MF Global FXA 証券(株)		○		
GMOクリック証券(株)		○		
日産センチュリー証券(株)		○		○
33社				
合計	2	33	0	23